平成２８年（フ）第７５号
長崎県佐世保市権常寺町1306番地１　早岐Ａ住宅107、前住所長崎県西海市西海町中浦北郷2677番地
債務者　中尾　英樹
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
長崎県佐世保市瀬戸越１丁目1548番地１
債務者　梅田惠美子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
長崎県佐世保市瀬戸越１丁目1548番地１
債務者　梅田功太郎
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
長崎県佐世保市戸尾町19番33号、前住所長崎県佐世保市東大久保町281番地
債務者　平石　義治
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第５１２１号
東京都江戸川区鹿骨１丁目５－５－206
債務者　後藤　洋一
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８３号
横浜市鶴見区生麦１丁目８番22号　ユナイト生麦プライアンの杜101（前住所）
債務者　大隅　里美
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１００号
沖縄県うるま市石川東恩納1406番地137
債務者　平良　　健
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１２０２号
横浜市中区矢口台55番地　第３竹田荘201号室
債務者　松崎　由裕
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２１５号
横浜市鶴見区本町通４丁目171番地25　クオス横浜鶴見プライムレジデンス503
債務者　蓑田千栄子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２６６号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑782番地３－１－1001号　ライオンズ茅ヶ崎ザ・アイランズ
債務者　福田　泰徳
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時15分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２７４号
横浜市戸塚区戸塚町3212番地　ＴＳコーポラス302号
債務者　池田　眞人
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３３７号
横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　くぬぎ台団地５－９棟103号
債務者　久保田文男
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４０２号
神奈川県茅ヶ崎市中海岸４丁目５番13号　中海岸ハイツＡ102
債務者　藤白　晃司
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４０４号
横浜市青葉区しらとり台３番地８　ベルデュール103
債務者　吉原　尚子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２５２号
横浜市旭区中尾１丁目16番38号　ミユキホームズ希望ヶ丘101
債務者　北井　幸子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部